

第1章

策定の趣旨

1

策定の経緯と趣旨

石川県では、産業振興に関する指針として、平成7（1995）年に「産業高度化10カ年戦略」、平成17（2005）年に「産業革新戦略」（平成22（2010）年に世界同時不況（リーマン・ショック）による急激な景気悪化を受けて「産業革新戦略2010」として改定）を策定するとともに、平成26（2014）年には、現在の指針である「産業成長戦略」を策定し、県内の中小企業・小規模事業者等の取組を後押ししながら、本県産業の持続的発展に取り組んできました。

一方、デジタル化の必要性の高まりや、カーボンニュートラルへの対応など新たな時代の潮流のほか、人口減少のさらなる進展、不安定なグローバルリスクなど、様々な課題が生じており、社会経済情勢は絶えず変化しています。

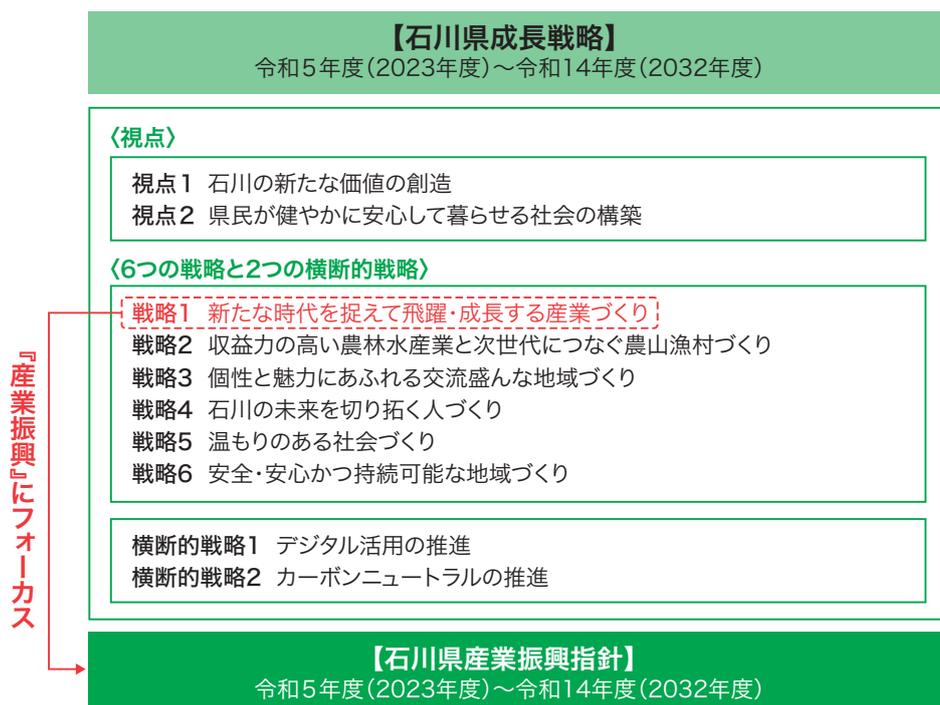
こうした状況を踏まえつつ、これらの課題解決に向けた産業面からの貢献も含め、別に定める、石川県の総合計画である「石川県成長戦略」とも連動しながら、新たな「石川県産業振興指針」（以下、本指針）を策定することとしました。

2

本指針の位置づけ

本指針は、県の施策の方向性を総合的かつ体系的にまとめた、最上位の計画である「石川県成長戦略」のうち、特に、「産業振興」の部分にフォーカスを当て、より詳細にとりまとめた計画という位置づけとなります。

なお、石川県成長戦略では、基本目標として「幸福度日本一に向けた石川の未来の創造」を掲げ、「住みやすい石川県」「働きやすい石川県」「活力あふれる石川県」を目指すこととしており、これらの実現に向けた産業面から貢献も含め、策定しています。



3 対象範囲

本指針の対象とする範囲は、原則として、石川県内の全ての産業としています。

一方で、農林水産業や観光関連産業など、「産業振興」だけでなく、多面的な視点から個別の振興計画が策定されている分野については、それらとの融合や関連する部局間との連携にも配慮します。

4 計画期間

本指針は令和5（2023）年度を初年度とし、令和14（2032）年度までを目標年次とする、10年間を計画期間とします。

また、変化する社会経済情勢に対応した施策を展開するため、毎年度、検証可能な数値目標を定めるとともに、策定から5年後に中間評価を行い、計画期間内でも必要な場合は指針の見直しを検討します。

5 本指針の構造

本指針では、第2章において産業を取り巻く現状を示しつつ、石川県の強み・弱み、10年後の環境変化の機会・脅威についてSWOT分析によって課題を整理し、第3章において、指針の基本理念や視点、成果指標を設定しています。

この成果指標の実現に向け、第4章では、現状・課題からのボトムアップにより、「産業成長を支える分野別の施策」を導出しています。

さらに、第5章では、「石川県の特徴を活かした成長を牽引する産業のロールモデル」を構想し、ありたい姿からのバックキャストにより、想定される施策体系と主な支援体制を整理しています。

以上を踏まえた本指針の構造は、次の体系図のとおりです。

